

施工体制台帳について

1. 作成・提出

- (1) 平成 27 年 4 月 1 日以降に契約した公共工事は、契約金額に関わらず施工体制台帳の写し・施工体系図の写しの提出が必要です。
- (2) 下請負契約については、極力広島県内に主たる営業所・本店を有する業者と締結するよう努めてください。県外業者を下請け業者とする場合は、理由書の提出が必要となります。
- (3) 作成にあたっては、記載事例（中国地方整備局などが公表）などを参考にしてください。
- (4) 施工体制台帳の写しを工事打合せ簿に添付して提出してください。
- (5) 2 次下請以降は再下請負通知書の写しを提出してください。
- (6) 社会保険等の加入状況について記入してください。

社会保険等未加入業者と一次下請契約をした場合、ペナルティが課されるため、十分に確認してください。（問い合わせ先：土木建築局建設産業課）

- (7) 技術者資格は記入要領（様式別紙）に従い記入してください。（建設業法第 7 条第 2 号を参照）

ア 経験年数による場合

- a 大学卒【指定学科】（3 年以上の実務経験）
- b 高校卒【指定学科】（5 年以上の実務経験）
- c その他（10 年以上の実務経験）

イ 資格等による場合

別紙の表にある資格を持つ者

2. 添付書類と注意事項

(1) 添付書類

ア 施工体系図

イ 契約書の写し（注文書、注文請書、工事下請基本契約約款）

建設業法第 19 条第 1 項各号に掲げられた事項を書面に記載する必要があります。

請負金額に法定福利費が見込まれていることを明示してください。

ウ 主任技術者または監理技術者が資格を有する事を証する書類

（資格者証、実務経歴書の写し）

エ 主任（監理）技術者が会社に雇用されている者であることが確認できる書類

（監理技術者資格者証、住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料（いずれも雇用関係の確認に必要な項目については復元できない程度にマスキングを施すこと）（令和 7 年 12 月 1 日までは健康保険証（有効期限切れのものを除く。）も可能））

オ 役割分担表

作成は、施工体制台帳作成時（下請負契約が発生、契約内容に変更が生じた時点）とする。提出については、工事打合せ簿で提出する時点の施工体制を網羅したものを 1 枚提出する。

契約金額は、税込み金額を記載する。

役割範囲等が分かるよう、管理業務の内容及び施工の内容を記載する又は、必要に応じて役割範囲が分かる図面等の資料を添付する。

カ 作業員名簿

(2) 注意事項

- ア 建設業許可証の添付の必要はありませんが、元請業者として指導する立場では、特定・一般の別、業種、有効期限等を把握しておく必要があります。

- イ 注文書・請書ともに、日付を記入してください。（下請けの契約工期以前）
- ウ 注文書・請書ともに、支払いはいつか（例:毎月締め翌月〇日払い など）と、現金・手形の割合を記入してください。（労務費分は現金払いとすること。手形サイト 120 日以内）
- エ 工事下請基本契約約款を、会社の様式として持ち合わせていない場合は、文具店などで入手可能です。その場合、その約款について契約したものを添付、または、契約書に割印して添付しても構いません。ただし、会社の契約書の様式が、建設業法 19 条第 1 項の内容を満足している場合は、この工事下請基本契約約款はいりません。
- オ 技術者資格が「資格等による場合」に該当する資格は別紙の表にあるもののみです。これに該当する資格がない場合は、「経験年数による場合」として実務経歴書の添付が必要となります。
- a 大学卒[指定学科]、b 高校卒[指定学科]の場合
 実務経歴書の最初に最終学歴を学科名まで記入し、最後に「計3年以上」or「計5年以上」と明記してください。
- c その他の場合
 実務経歴書の最後に「計10年以上」と明記してください。
- カ 下請けの主任技術者は、下請け額が 4,500 万円（建築一式の場合は 9,000 万円）以上になるとき、兼務制限の緩和が認められる場合を除き、現場への専任が求められます。この場合、「営業所の専任技術者」や「経営事務の管理責任者」は原則、主任技術者になれませんので注意してください（例外有り）。
- キ 「主任技術者以外の者の資格証のコピー」は、添付しないでください。

（参考）建設業法第 19 条第 1 項各号記載事項

- 一 工事内容
- 二 請負代金の額
- 三 工事着手の時期及び工事完成の時期
- 四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- 五 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- 六 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- 七 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- 八 価格等（物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- 九 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- 十 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- 十一 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し
- 十二 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 十三 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- 十四 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 十五 契約に関する紛争の解決方法
- 十六 その他国土交通省令で定める事項